

国家戦略特区小規模保育における運営基準・3歳以上児の公定価格について(案)

考え方

国家戦略特区法の改正(29年6月成立、9月下旬施行)により、特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。

このため、特区内の小規模保育施設(特区事業として認可・確認を受けたもの)における3歳以上児に係る運営基準と公定価格を定める。

その際、現行制度において、特別な要件下で、3歳以上児を受け入れる場合の特例地域型保育給付の仕組み(別紙)を、準用する。

小規模保育施設において、現行制度上も、3歳以上児の受入れは例外的に可能であり、その場合、3歳未満児を受入れる前提の職員体制などが組まれている。一方、特区制度では、予め3歳以上児の受入れに対応した職員体制が組まれることになるので、公定価格上の例外は適用しない。

主な運営基準の改定

利用定員について、3歳未満保育認定子どもに加え、3歳以上保育認定子どもを定める。

通常の小規模保育事業における連携施設の機能の一部(保育の終了に際し、引き続き、それらの連携施設で受入れ)を要しない。

事業者は、3歳以上の受入れに際し、異年齢で構成されるグループ保育における個々の乳幼児の発育及び発達過程等に
応じた適切な支援及び個の成長と友達との相互的・協力的な活動が促されるような配慮等を都道府県に報告する。

公定価格における単価案

【基本分単価】

2歳(6:1)と、3歳(20:1)又は4歳以上(30:1)との配置基準や給食費等の違いを考慮し、下表のとおり単価を設定。

小規模A・B型	3歳	1・2歳児基本分単価の65/100
	4歳以上	1・2歳児基本分単価の60/100
小規模C型	1・2歳児の基本分単価－3,000円(主食費相当)	

【基本分単価以外の単価】

年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

(別紙) 現行の特例地域型保育給付費(2号認定子どもの小規模保育の利用)の要件について

支給の要件

1. 支給認定保護者が居住する **地域に** 保育所又は認定こども園が **無い** 場合。
2. **受け入れ先が見つかるまでのつなぎ** として使う場合。
 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で3歳を迎えて認定区分が2号となったが、
地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に 当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。
3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、**満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本**として、**市町村が真にやむを得ないと判断**する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができる。

給付額の要件

原則: 3歳の子どもは1・2歳児基本分単価の**65/100**、満4歳以上の子どもは**60/100**
 (小規模C型(家庭的保育に近い6~10人の小規模保育)は、1・2歳児の基本分単価 - 3,000円(主食費相当額))
 基本分単価以外の単価については、年齢による差が生じないものが多いため、小規模保育の1・2歳児の区分による。

例外 : 3歳以上の子どもの数が、**利用定員の3割未満**となる場合
 → 1・2歳児の基本分単価 - 3,000円(主食費相当額)

例外 : 3歳以上の子どもの数が、**利用定員の3割以上**となる場合で地域における3歳以上に係る**保育の提供体制に鑑み、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合**
 → 1・2歳児の基本分単価 - 3,000円(主食費相当額)